

平成21年2月25日
 総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会
 事務局

第 3 期科学技術基本計画にかかる「知財戦略」(平成 18 年から 20 年まで)の
 施策、および第 41 回知的財産戦略専門調査会における委員意見
 一覧表

本資料は、主資料で検討した中長期の方向性に基づいて、今年の知財戦略にかかる施策を具体的に策定していくための参考資料として、過去 3 年分の知財戦略施策と、前回の専門委員からの意見をカテゴリ別に整理して示したものである。

目次

1. 大学等(TLO も含む)を対象とする施策	1
1-1. 体制.....	1
1-2. 制度等、その他の取組み	4
1-3. 人材.....	7
1-4. 知財情報.....	9
2. 企業(ベンチャー、ファンド、中小企業も含む)を対象とする施策	10
2-1 制度等、その他の取組み	10
3. 全機関を対象とする横断的な施策.....	12
3-1. 体制	12
3-2 制度等、その他の取組み	13
3-3. 人材	16
3-4. 知財情報	18
4. 先端技術分野	19
4-1. ライフサイエンス分野.....	19
4-2. 情報(IT)分野(標準化対応も含む)	21
4-3. 環境分野.....	22

1. 大学等（TLO も含む）を対象とする施策

1-1. 体制

○これまでの施策

(2008) 平成20年度から、知的財産の視点から研究を促進及び研究成果を的確に知的財産化でき、かつ権利化が必要なものはより質の高い特許出願ができるように、例えば、研究者を知財担当者が随時訪問することや研究チームの中に研究成果の特許化等を検討する者を加えること等により、研究者と知財担当者のコミュニケーションをより緊密に行うことを事例を示す等して促す。

((経、文、関)

(2006) 大学等が知的財産権に関する紛争を未然に防止し、紛争が生じた場合に円滑に解決するため、弁護士や弁理士など専門家への相談体制の整備等の法務機能強化を促すとともに、平成18年度中に、科学技術振興機構(JST)に紛争解決相談窓口を設置し、その存在を大学等に広く周知する。(文)

(2007) 科学技術振興機構(JST)に設置した紛争解決相談窓口が、知的財産権の紛争が生じた大学等に対し行う支援の内容(事態を明確化するために必要な調査や弁護士や弁理士等の専門家への相談支援等)を、平成19年度に大学等に広く周知する。

(文)

(2008) 平成20年度も引き続き、大学・研究開発型独立行政法人等の有する先端研究施設の民間利用も含めた共用を促進するため、知的財産の取扱いや課金制度を含めた共用に係る体制の整備を図る。(文、関)

(2008) 平成20年度から、大学の特許出願の「質」向上のため、大学の知財人材の質の向上、弁理士など知財専門家の活用促進に加え、JSTによる出願段階での知的財産の「質」の向上のアドバイス機能を高める。(文)

(2006) 平成18年度も引き続き、大学知的財産本部、TLOの活動業績に関してフォローアップを行う。産学官連携の推進活動に係る連携体制の評価については、企業、大学双方の幅広い関係者の意見を聞いて行う。(経、文)

(2006) 平成18年度中に、大学知的財産本部とTLOとの多様な連携の形態を踏まえ、業務に関する評価・分析を行い、両者の一本化や一層の連携強化を含めた総合的かつ効果的な体制整備について検討し、公表する。また、各大学及びTLOが、それを参考に自らに最適な技術移転体制の構築に向けた検討を行うよう促す。(経、文)

(2007) 大学知的財産本部とTLOについては、その関係の多様性に配慮し、平成19年度から、既存の組織にとらわれることなく、連携強化や一体化を促進する等、産学官連携機能や技術移転機能が最適に発揮できるよう、個々の事情に応じ体制の再構築を促進する。また、知的財産体制が脆弱な大学等や知的クラスターの国内及び国際的な産学官連携活動や地域企業の産学官連携活動を支えるための、大学と地域の連携、国公立大学間の連携、民間企業との連携、先進的な大学等の取組みの普及等の多様な取組みを促進する。(経、文)

(2007) 上記②に示す大学等やTLOの自主的な取組みを促進するため、参考となる事例に関する情報を収集し広く周知する。(経、文、関)

(2007) 大学知的財産本部による国際的な基本特許の権利取得、技術移転、共同研究契約、事業化支援、知的財産人材の育成等の広範な活動を促進し、国際水準に見合う産学官連携体制を整備し知的財産戦略が十全に展開されるよう、平成20年度以降も引き続き、知的財産の創出・管理・活用を戦略的、組織的に進める大学の主体的かつ多様な取組みを促進する。(文)

(2006) 大学の知的財産活動を充実するため、平成18年度は、技術移転等を一層効果的に進めるために、知的財産に関する人材ネットワークを構築し活用する大学・TLOの自主的な取組を奨励する。(経、文)

(2006) 大学の知的財産担当者、教職員などの実務能力を向上させるため、平成18年度以降も、各地の大学における知的財産の制度整備や出願・契約・紛争に関する相談等、日本弁理士会による自主的な支援活動を促す。(経)

(2008) 平成20年度から、大学等、TLOの知的財産戦略等の産学官連携活動が持続的に展開されるように、大学等の主体的かつ多様な特色のある取組みのうち、国際的な産学官連携体制の強化や国公立大学間連携等による地域の多様な知的財産活動体制の構築など、国として政策的観点から積極的に促進すべき活動を重点的に支援する。その際、支援対象となる大学等における適切な目標を設定し、その到達度の評価を実施する。(文)

(2006) 平成18年度中に、大学と海外企業との間での国際的な共同研究契約等において生じる問題などの留意事項について、国内企業や海外大学が関係する場合も含め、調査を行い公表する。また、18年度以降、こうした国際的な契約等に対応するとともに海外への情報発信を強化し、大学による海外企業からの受託研究や共同研究を推進するための体制整備を進める。(文)

(2006) 共同研究や委託研究を円滑に推進し、研究成果の有効な活用が図られるよう、平成18年度中に、共有に係る特許について定めた特許法73条の運用実態を含め、共有特許のライセンスの現状や課題について調査する。(経)

(2006) 産学間での共同研究における契約内容や契約実務における運用をより柔軟かつ迅速に行うため、平成18年度中に、契約交渉の事例を整理して、分野別の契約モデルを作成し、それぞれの契約モデルの留意事項を含んだ研修の充実やその普及を図る。3. 共同研究契約の柔軟性と迅速性を確保する。(経、文)

(2006) 平成18年度中に、大学技術移転協議会と日本知的財産協会の協力を得て、共同研究における契約の柔軟化、迅速化をすすめるため、産学関係者による議論の場を提供するとともに、そこで得られた知見の普及に努める。(経、文)

(2007) 平成19年度中に、大学技術移転協議会等の協力を得て、大学等の知的財産活動において懸案となっている事例(共同出願契約、有体物の提供契約等)とその解決の方策を検討し情報交換する場を提供するとともに、国として取り組む事項がある場合は必要な措置を講ずる。(経、文)

(2008) 複数の大学・研究開発型独立行政法人による共同研究(ナショナルプロジェクトも含む)の成果の特許出願・知的財産管理及び活用を容易にするため、平成20年度から、鉱工業技術研究組合制度を見直し、所要の制度改正を行うことを含め、知的財産権の帰属および管理の一元化を可能にするための方策について検討を行う。(経、文、関)

(2006) デザインやコンテンツ等の自然科学と人文・社会科学の融合分野における知的創造活動を促進するため、平成18年度も引き続き、工学系と芸術系などの連携の下での基盤的な研究開発を支援する。(文)

○参考意見

- **大学の知財管理強化**は、ナショナルイノベーションシステムの透明性を高め、納税者に対する説明責任を果たせる仕組みとして効果を上げてきたが、連携相手として大企業と中小企業、国内企業と海外企業で異なる効果を生んでいる。またアカデミアの側にもさまざまな影響を及ぼしている。効果をさらに高め、課題を解決できるように実態を把握することが重要である。(41渡部(俊)委員)
- 流通性の高い研究機関の特許の質を高めるための各知財部門の**管理水準の向上**は重要である。(41渡部(俊)委員)
- **知的財産本部・TLOの再編強化(技術分野毎、産業毎)**をするべき。(41荒井委員)
- TLOは、個別連携から**集団的・組織的連携**へと活動を広げるとともに、**連合体**を形成し、「限られた営業エリア」、「限られた取扱い知財」という現在の弱点を克服する方向を目指すようにするのはどうか？広域連携や国際的な活動展開のためには、**民間機関(商社、その他)との連携を強めるような補助施策**を展開してはどうか？(41三木委員)
- TLOと民間企業との連携、さらにTLO間の連携、現在いろいろ進んでいるが、次のステージでは**LLP型の共同体**、そして最終的には**何らかの形で東日本、西日本とかある程度の動きやすいサイズのものに変化していく必要がある**。(41三木委員)
- 分野融合した知財や、いろいろ学学連携を推進するために積極的に知財として特許出願の支援をJSTでやるとか、**融合の成果が出やすいような環境整備**が必要。(41本田委員)

1-2. 制度等、その他の取組み

○これまでの施策

(2006) 産学の共同研究等に参画するポストドクターや学生の位置付けの明確化を進めるため、平成18年度中に、共同研究等におけるポストドクターや学生による発明の権利の帰属や守秘義務等に関する大学の規則等の整備状況やその運用実態について調査を行い、公表する。(文)

(2007) 共同研究等にポストドクターや院生・学生が参加した場合の知的財産権の帰属や守秘義務等について、大学等がルールを整備するうえで参考となる事例や留意点等を整理した基本的考え方を平成19年度中にとりまとめ、周知する。(文)

(2008) 平成20年度から、共同研究等にポストドクターや院生・学生・留学生が参加した場合の知的財産権の帰属や守秘義務等について、平成19年度に実施した、大学等がルールを整備するうえで参考となる事例や留意点等についての調査結果を普及・周知する。(文)

(2006) 大学の利益相反ポリシーや規程等の整備と、その確実な運用を図るため、平成18年度中に、各大学の規程の整備状況及びマネージメントの運用状況について調査を行い、公表する。(文)

(2006) 医学分野における利益相反マネージメントの判断基準を明確化するために、平成18年度中に、平成18年2月に公表した「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」の周知を図る。また、それを受けて得られた利益相反マネージメントに関する具体的なノウハウ等についての事例研究を行い、その結果を周知し、大学等における利益相反ポリシーやマネージメント体制の整備を促す。(文)

(2006) 研究における知的財産権の使用の円滑化を図るため、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」(平成18年5月)の基本的な考え方を、平成18年度中に、大学等に対し広く周知し、大学等の研究の場において適切な運用が行われるよう、その普及に努めるものとする。また、必要に応じて研究ライセンスのための簡便な書式のモデル例や先行事例集を作成し公表する。(総科、経、文、農、厚、関)

(2006) 上記指針に関する大学等における取組の進捗に応じて、平成18年度以降、大学等における研究ライセンスに関するポリシーや規程の整備状況、研究ライセンスの利用や管理の状況について調査し、総合科学技術会議に報告する。(総科、経、文、農、厚、関)

(2007) 平成18年5月に策定した「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」及び上記①の指針による効果等を注視しつつ、平成19年度以降、大学等や民間企業の試験・研究で用いられる特許権の特許法上の取扱いについて、国際的な議論の動向や各国の対応等を踏まえて検討し、必要に応じて法改正を含めた措置を講ずる。(経)

(2008) 平成20年度も引き続き、知的財産管理の基盤を強化するため、大学等と産業界との連携の強化及び大学の特許出願やその維持管理等に係る費用を適切に確保するため、間接経費の必要な額を充当することに努める。(総科、経、文)

(2006) 優れた知的財産を国際的に保護し、我が国の国際競争力強化や技術流出防止のため、平成18年度も引き続き、科学技術振興機構(JST)等による大学やTLOに対する海外特許出願経費の支援を充実する。なお、JSTが支援する出願を選定するにあたっては、JSTによる調査に加え、申請する大学等も出願する発明の特許性の事前調査を行うよう促す。(経、文)

(2007) 基本特許の国際的な権利取得を効率的、効果的に進めるため、科学技術振興機構(JST)が大学やTLOの海外特許出願経費を支援するにあたっては、平成19年度から、JSTによる調査に加え、申請する大学等による事前調査や公的費用の一部自己負担を求め、より特許の質を重視した重点的支援を行う。その上で、平成20年度にこれら権利取得のための取組みを促進する。(文)

(2008) 平成20年度から、都道府県等の中小企業支援センターを通じた中小企業の外国出願費用に対する助成事業が開始されるので、その着実な実施及び支援の充実に努める。

また、平成20年度も引き続き、科学技術振興機構(JST)からの大学やTLOへの海外での特許権の取得のための費用等の支援については、知的財産戦略上国内出願よりも先に海外出願を行うことが望ましい場合もあることから、国内出願のみならず外国出願に基づく優先権主張を伴う国際特許出願を支援の対象としていることを周知するとともに、権利強化のための助言等をして、海外においても強い特許権を取得することができるようにする。

さらに、必要な知的財産(出願)を必要な外国で戦略性をもって権利確保できるようその支援の充実に努める。(経、文)

(2006) 大学が、特許出願時や審査請求時に発明を適正に評価し選別することにより、知的財産の適正な管理を行う参考とするため、平成18年度中に、大学での実務の現状を調査し、解決すべき課題や優れた実務の事例について公表する。(経、文)

(2006) 大学等に対する特許料等の減免措置に関し、発明者にポストドクター、大学院生・学生、他大学等の研究者が含まれる場合や、TLOから大学へ権利移転する場合などについて減免を可能とするため、平成19年の通常国会に向けて作業を進め関連法案を提出する。(経)

(2006) 国立大学法人の保有する技術の移転を促進するため、平成17年3月に作成した「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄付及びライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いについて(通知)」を引き続き大学等に周知する。また、平成18年度は、大学における株式やストックオプションの取得に関する学内規則の策定を促すとともに、株式等の取得から売却までの一連の行為を円滑に行うためのガイドライン作成のための調査研究を行い、公表する。(文)

(2008) 平成20年度から、日本学術会議において、学界の要望等も踏まえ、知的財産政策等に関して検討を行い、具体的な提言を行う。(総科)

(2007) 平成19年度から、各種研究開発事業等により生み出された大学等の優れた研究成果について、知的財産等に関する専門能力を活用した応用・発展性に係る評価分析の支援等を行うことにより、切れ目なく研究開発を進展させ実用化につなぐ仕組みの構築を推進する。(文、関)

(2007) 平成19年度も引き続き、大学等に対し、国際的共同研究等を行う際に留意すべき各種規制(外為法等)について周知するとともに、輸出管理に関しては、大学等の研究者向けのパンフレットの作成・配布や説明会の開催、相談窓口での対応等により、研究者等の意識向上を図る。(経、文)

(2007) 平成19年度から、大学等における輸出管理体制の整備や管理の促進のために必要な課題や方策について調査研究を行うとともに、大学関係者の協力を得つつ、大学等を対象とした輸出管理に関するガイドラインを作成し、周知する。(経、文)

(2008) 平成20年度も引き続き、大学等に対し、国際的共同研究等を行う際に留意すべき各種規制(外国為替及び外国貿易法(外為法)等)に対し、組織的な対応を早急に図るよう周知するとともに、輸出管理に関しては、大学等の研究者向けのパンフレットの配

布や説明会の開催、相談窓口での対応等により、研究者等の意識向上を図る。特に、平成20年度から、大学等を対象にした輸出管理については、「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス」(大学・研究機関用)を周知し、組織的な対応を促す。また、平成20年度も引き続き、産業競争力及び安全保障の観点から、技術情報等の適正な管理のための諸方策を総合的に検討する。(経、文)

(2007) 大学等において開発されたソフトウェアやデータベース等の適切な権利保護や流通を行うため、管理の現状や課題、規則等の整備状況や運用実態について、平成19年度中に調査を行い、その結果に基づき、これらの取扱いに関する学内ルールの策定や円滑な管理を促進する。(文)

○参考意見

- 長期の研究開発期間がかかる基本的な研究成果は、単にライセンスをしようとしても困難である。オープンな知財戦略によって研究開発のイニシアティブを確保するなど、戦略的な活用が重要であり、このような戦略的取り組みを支援する。(41渡部(俊)委員)
- 大学等は実用化を念頭に置いた出願が必要(企業との連携)。(41荒井委員)
- 大学は特許の内容をもっと宣伝すべき。(41荒井委員)
- 大学の海外出願支援を強化する。(41荒井委員)
- 大学運営にとって大学からの知財費用の持ち出しが重荷である。(41岡田委員)
- 分野融合した知財や、いろいろ学学連携を推進するために積極的に知財として特許出願の支援をJSTでやるとか、融合の成果が出やすいような環境整備が必要。(41本田委員)
- 海外へのライセンスにあたりパテントロールの問題等をどう回避するかのかの検討が必要。(41本田委員)

1-3. 人材

○これまでの施策

(2006) 平成18年度も引き続き、医学・歯学・薬学を含め広く理系等の学生に対して、学部段階で、知的財産の基礎について学ぶ機会をつくるよう促す。(文)

(2008) 平成20年度も引き続き、知財人材の育成や確保を強化する取組みを継続する。大学等において、知的財産関係のカリキュラムの充実・工夫(例えば、知的財産関係科目の開設や受講の拡充、実務家教員の受入れ、産業界と連携したプログラム開発)や外国人も含めた知財人材育成確保に関して自主的に取組むよう促していく。(文、関)

(2006) 平成18年度も引き続き、知的財産専門職大学院において、企業における知的財産担当者も含め、広く知的財産に携わる専門家を目指す者に対する体系的な教育プログラムを施し、知的財産ビジネスを多方面で支援できる知的財産専門家の育成を促す。また、知的財産専門職大学院に限らず、こうした教育プログラムを有する法科大学院や知的財産関連の大学院等の自主的な取組を促す。(文)

(2007) 大学や大学院における知的財産に関する授業の様々な形態別の実施状況や課題を平成19年度中に調査し、内外の大学等との提携を含め、知的財産教育が広く普及することを促進する。(文)

(2007) 各大学において、より実践的な研究人材など、知的基盤社会を多様に支える高度専門人材を産学の協働で育成するため、平成19年度も単位認定を前提とした長期インターンシップ体系の構築を支援し、その普及を促進する。(文、関)

(2006) 知的財産マネジメントを学ぶ学生が、教育の一環として、知的財産マッピングを体験できる安くて使いやすいソフトを開発して大学に提供する。(経)

(2006) 大学研究者等により特許情報が効率的かつ効果的に活用できるよう、特許庁審査官が有する検索ノウハウをベースにした実践的な検索実務に関する研修を、平成18年度から大学研究者等を対象に実施する。(経)

(2006) 平成18年度中に、大学からの出願等の代理の授権に伴い生じるコンフリクト等の問題について、会員の認識を深めるため、日本弁理士会による研修を促し、弁理士側の適切な対応を図る。(経)

(2006) 大学の知的財産担当者の管理能力向上のため、大学知的財産本部で得られたノウハウの普及や目利き人材育成の支援を引き続き行うとともに、平成18年度は、大学知的財産本部が未整備の大学に派遣する知的財産専門家の業務に、先行技術調査、発明の評価、権利化、ライセンス活動等を取りまとめた知的財産管理マニュアル等を用いた指導を含める。(経、文)

(2007) 大学と海外企業との間での国際的な共同研究契約等において生じる紛争を防止するため、契約の際の留意事項に関する調査結果に基づき、大学が国際的な共同研究契約を結ぶ際に活用できるよう、平成19年度中に、研修等を通じて普及を図る。(文)

(2006) 知的財産を活用して国際的な産学官連携や企業の事業展開を進めるため、平成18年度から、科学技術に詳しく、海外での侵害訴訟や契約に精通し、国際的に通用する知的財産専門人材の育成、確保に取り組む。特に、平成18年度以降、海外研修等を通じ大学知的財産本部において国際的に通用する知的財産専門人材を育成・確保するために必要な取組を推進する。(経、文、関)

(2006) TLOの知的財産人材のライセンス交渉能力等を向上するため、平成18年度中に、スーパーTLOによる知的財産人材の育成について分析を行い、その結果をもとに、スーパーTLOを通じた知的財産人材の育成のための効果的な施策を充実する。(経)

(2006) TLOの知的財産人材の育成のための研修について、平成18年度中に、育成対象者の経歴や他の研修の受講経験等も考慮し、多様な人材育成プログラムの提供を支援する。(経)

(2006) 我が国の国際競争力の強化を図るためには、直ちに実用化の目処はなくとも将来有望となる可能性の高い大学発の基本発明を、大学自らの判断で国際的に権利取得・活用することが不可欠である。このため、平成18年度以降、こうした貢献が期待されるモデルとなる大学知的財産本部に対し、知的財産専門人材の育成・確保などの国際機能の強化を図り、知的財産の戦略的な権利取得・活用に必要な取組を推進する。(文)

(2007) 特許だけでなく、ソフトウェア等を含め知的財産全般についての大学研究者等の認識向上を図るため、これら知的財産の管理や活用についての先進的な事例や研究者等が留意すべき事項を平成19年度中に収集し、広く提供する。(文)

(2006) 産学の連携により、企業現場等の実践的環境を活用したインターンシップを推進する。平成17年度から実施している大学院段階での長期インターンシップの推進に関する事業の対象を平成18年度から博士(後期)課程にも拡充し、大学等における人材育成機能の充実・強化を図る。(文)

(2007) 国際的な産学官連携などの大学の戦略的な知的財産活動を強化するため、平成19年度も引き続き、大学等において、科学技術に詳しく、海外での訴訟や契約に精通し、経営に明るく、国際的に通用する知的財産専門人材の育成・確保を支援する。(文、関)

(2007) コンテンツ等の自然科学と人文・社会科学の融合分野において、国際性や知的財産の知識を持つ人材は重要であり、平成18年度も、こうした点も踏まえ、デジタル技術を背景とする論理的思考能力と芸術的な表現能力を兼ね備えた人材育成の取組を支援する。(文)

(2006) 技術系の優れた人材が、知的財産の専門家を目指すインセンティブを高めるため、平成18年度中に、知的財産関連の大学院の学生に対しての弁理士試験科目の一部免除の是非を含めて、弁理士試験制度の検討を行い、必要な措置を講ずる。(経)

○参考意見

- 高等専門学校での知財教育による地域振興が必要。(41荒井委員)

1-4. 知財情報

○これまでの施策

(2006) 大学等における研究において特許情報は論文情報と共に重要であり、また、特許情報は広く公開され科学技術の進展に寄与するという公共財の性格を有している。このため、大学等の利用者が特許公報データに直接アクセスできるシステム(公報データに不変のアドレスが付与されたシステム)を早急に開発し、これを受けて、平成18年度中に、大学等における運用を開始するとともに、その普及を促す。また、このシステムの運用を踏まえ、論文情報と特許情報とを統合した検索システムについて改善を図る。(経、文)

(2006) 大学における研究テーマの選定や研究活動において、パテントマップを有効に活用し、研究開発を効率的、戦略的に進めるため、平成18年度中に、民間企業や大学が作成したパテントマップの事例やパテントマップ作成のノウハウ等を整理して大学に提供する。(経)

(2007) 研究テーマの選定等、研究で使用するための使いやすいパテントマップ(注2)作成のためのソフトを平成19年度中に開発し、大学等に提供する。また、パテントマップを使えるように開発したeラーニングソフトを普及する。(経、関)

(2006) 大学による特許情報の活用を促進するため、平成18年度中に、特許情報データベースを用いて、学生や研究者による特許情報の利用を進めている大学の取組を、先進的な事例として広く大学等に周知する。(経、文)

(2007) 大学等の研究現場での特許情報の利用を促進するため、大学等での使用や機能向上が容易にできるよう工夫された特許情報検索ソフトとその活用手引きを、平成19年度に、工業所有権情報・研修館から大学等に無料で広く提供する。また、当該検索ソフトを研究者が機能向上したものを相互に公表する場を設け、改善された検索ソフトの広範な利用を促進する。(経)

(2007) 平成19年度以降、現在大学等に限り提供されている特許情報の固定URLサービス(注1)について、要求されるシステム性能等に関する実証調査を行った後に、その提供範囲を一般にも順次拡大する。(経)

(2008) 平成20年度から、大学等において、研究成果のパテントポートフォリオ化を視野に入れた戦略的な研究活動も行うことができるよう、特にライフサイエンス、環境・エネルギー技術分野等の戦略的に研究開発を推進すべき分野の研究活動における特許マップの利活用を促進するとともに、今後の支援について検討する。また、iPS細胞技術等の特許出願技術動向調査結果等について情報発信を積極的に行い利活用を促す。(経、文)

○参考意見

- 大学等の附属図書館、公立図書館等のホームページのトップページに「特許電子図書館(IPDL)」のリンク窓口をおき、**知財の調査ツールを研究者・学生・その他の人材にとって身近**にしていくようにすることが大事ではないか? こうした取り組みを進めることは、**副次的に図書館等の人材の知財意識を高め、将来は各地の図書館が主催する知財セミナー(コンテンツや著作権も含む)に発展させる**こともできると思われる。(41三木委員)
- 日本での税金で出た研究を、ただ同然とは言わないが、十分な評価をせずにそのまま海外に移転してそれを成功例と言うのはいかがなものかと思う。海外に技術移転する場合の、何らかのメルクマール等考え方の原則等を示す必要がある。(41森下委員)

2.企業（ベンチャー、ファンド、中小企業も含む）を対象とする施策

2-1 制度等、その他の取組み

○これまでの施策

(2008) 平成20年度から、国立大学法人において、大学の自助努力を可能にするシステムの一環として大学発ベンチャー等への出資の対象範囲の拡大等について検討し、必要に応じて法令改正等を行う。(文)

(2007) 平成19年度も引き続き、産学のマッチングによる実用化研究や実証試験等に対する支援等、成長力のある大学発ベンチャーの育成に資する事業を推進する。また、大学発ベンチャー支援者のネットワークの強化を図る。(経、文、関)

(2007) イノベーションの主要な担い手として期待されている大学発ベンチャーやベンチャー企業の持続的発展に向け、平成19年度中に、技術面や人材面、販路面、資金面の現状や課題を把握し、リスクの高い又は独創的な研究開発への支援、人材の育成や専門家等の派遣、製品の信頼性評価等について検討し、必要に応じ支援策を講じる。(経、文)

(2008) 平成20年度から、イノベーション創出にあつては、技術指向型の中小中堅企業やベンチャーが果たす役割は、極めて重要であるため、これらの企業の技術力について知的財産の観点も含めて適正な評価を可能とする客観的かつ中立的な技術指標の策定に向けて検討する。(経)

(2008) 平成20年度から、中小・ベンチャー企業が開発した革新的機器等を死蔵させることなく、普及させることが重要であるため、生み出された知的財産の見極めという観点から、研究開発型独立行政法人による評価・実証等を行い、あるいは更なるR&Dも共同で行うとともに、場合によっては公共調達による初期市場を創出する取組みを強化する。(経)

(2008) 平成20年度から、研究開発型独立行政法人の研究成果の事業化を進めるため、「研究開発型独立行政法人発ベンチャー」創出が促進されるよう、研究開発型独立行政法人の知的財産を活用したベンチャー企業に対し、当該知的財産、研究開発用設備等による出資(ストックオプションの権利行使を含む)を可能とすることについて、必要であれば法令改正を含めて検討する。(関)

(2008) 平成20年度から、外部資源を活用したオープン・イノベーションによる研究～開発～新事業創出が重要であることから、企業の技術経営戦略への知的財産を含めた外部評価の導入を促進するとともに、大企業によるベンチャー活用に関するベストプラクティスの収集・共有等、大企業とベンチャー連携によるイノベーションの推進を図る。(経)

(2007) 平成19年通常国会において改正された産業活力再生特別措置法に基づき、平成19年度から「技術活用事業革新計画」の策定を促進し、他の事業者や大学の技術、ノウハウ、知的財産の活用により事業を革新し生産性向上を図る事業者を支援する。(経)

○参考意見

- 最近台頭してきている知財ファンドは、行き場を失った投資資金が今後知財や発明にあつまる可能性を示唆しているようにも思える。産業技術としての重要性から乖離した知財の取引は、知財流通市場をゆがめ弊害を及ぼす恐れもある。そのようなことがないように、最近の国際的な知財(発明)ファンドや知財流通市場、インターネット上での発明調達の仕組みの実態を把握すべ

き。(41渡部(俊)委員)

- 国家資金による先端技術ベンチャー支援——希少資源づくり、海洋バイオマス化学工業などにおいては、市場形成に至るまでの間、**アーリーステージの大学/独法発ベンチャー向けに継続的資金支援** (41 松見委員)
- 海外の大学、研究所、企業を迎え入れたオープンイノベーション推進(41松見委員)
- 研究振興のため、特許法第 69 条「試験研究」の解釈をより明確化する必要がある。(41 西山委員)
- オープンイノベーションとしての標準規格やオープンソース・ソフトウェア(OSS)などのように、広く使われて普及することが目的の技術に関する特許権は、差止請求権のない特許権やライセンス・オブ・ライト(LOR)の導入などを検討すべきである。(41 野間口委員)
- パテントロールやOSSの第三者特許のようにイノベーションを阻害する権利行使が問題となっている。権利は尊重すべきであるが、適切な権利行使のあり方について早急に検討し、対応を進めるべきである。(41野間口委員)

3.全機関を対象とする横断的な施策

3-1. 体制

○これまでの施策

(2006) 平成18年度中に、大学等を拠点として地域の大学・中小企業・地方公共団体等が連携したネットワークの形成を図るため、地域の知の拠点再生の観点等からのコーディネータの活用など大学と地域との連携に取り組む。(文)

(2007) 地域の大学等の知的財産活動や地域企業との産学官連携を促進するため、先進的な大学の取組みを全国の大学に普及するとともに、地域の知の拠点再生を担当するコーディネーターや知的財産アドバイザーなど、地域に配属された専門家の情報公開を平成19年度から進め、これらが連携して地域の大学等の活動を行うことを支援する。(経、文)

(2007) 平成19年度から、協力可能な国の公的研究機関や民間企業等に広く呼びかけ、これらが所有する知的財産を事業化に必要な群として構成し、民間企業のニーズや戦略とのマッチングが図られるよう、産学官の交流の場を設ける。(経、農、関)

(2006) 平成18年度は、地域の中小企業や大学からの特許出願ニーズ等に適切に対応できる弁理士情報を、都道府県に設けた地域窓口を通じて提供する日本弁理士会の取組みを奨励する。(経)

(2008) 平成20年度も引き続き、様々な分野において研究開発戦略、知的財産戦略及び標準化戦略を一体的に推進するための取組みや組織体制整備の参考となる事例の収集又は拡充を行う。(経、総務、関)

(2008) 平成20年度から、研究開発の「出口」にあっては、知的財産戦略やパテントポートフォリオの構築を図るための基盤整備(知財プロデューサーの投入、パテントプール・コンソーシアムの構築事例に関する調査、特許情報を活用するための環境整備等)の拡充を図る。(経、関)

(2008) 平成20年度も引き続き、研究開発プログラムの効果的な推進を図るためには、今後も、研究開発プロジェクトにおいて、政策目標毎に、「研究開発プログラム」の下で体系的に推進することが必要である。このため、各プログラムの中で、政策目標に向けたプロジェクトの位置づけと目標の明確化、市場化に必要な関連施策(標準化、人材育成等)との一体化を図るための施策を講ずることにより、各プロジェクトを効果的に推進する。(経)

○参考意見

- オープンイノベーションを通じて国際競争力強化等を実現するため、**産学官連携をよりいっそう推進する必要がある**。産学官連携の課題を共有化し、お互いの強みを結びつける**産学官協働プラットフォームを形成**すべきである。特に重要な分野・テーマについては、産学官がそれぞれの**精鋭を選定**し、under one roofのもと**100%専任要員**として集結し、**目的・目標実現の運命共同体を成す仕組みの構築**が求められる。(41西山委員)
- **イノベーション全体に対するもの**の見方として、先ほど来入口から出口論の**一気通貫**という考え方があるが、目的が違ったイノベーションには**事業化シナリオ**の**と**つとて、**知財戦略がそれに従属**し、R&D単独各それに従属すると。これには非常にわかりやすい。(41三木委員)
- **グローバル**に通用するわが国ならではの**基幹技術**をより**具体的に特定**し、この技術の基礎研究を国家的プロジェクトとして産学連携により推進する**仕組みが必要**と思われる。仕組みとしては、**参画する大学や企業への優遇制度**、**各省庁の連携**による

支援も考えられますが、知財の取得面、基幹技術だけでなく川下の応用技術を含めた知財の取扱いを技術分野に応じて戦略的に立案と権利化の支援をする体制が必要と思われる。(41三原委員)

- 具体的に、仏・グルノーブル・イゼール産学官国際研究拠点(R&D&C)(知財対策・CEA 技術移転支援事務所(知財専門家60名)・共同発明=IP共有・特定ドメイン=パートナーに独占権・その他ドメイン=非独占)などを参考にすると良いのではないか。(41松見委員)
- イノベーション創造機構を活用した知財のさらなる強化、あるいは知財を中心としたファンドが、創造機構の発足にあわせてできる限り出資されたお金がうまく生きようような仕組みをつくっていく必要がある。(41森下委員)

3-2 制度等、その他の取組み

○これまでの施策

(2008) 平成20年度から、知的財産の適正な評価メカニズムの普及を図るため、知的財産等の研究成果について、研究開発型独立行政法人の社会への貢献度を測定するモデルの開発を進め、そのモデルを関係機関等に周知し、普及に向けた取組みを行う。(経)

(2007) 平成19年度から、知的資産経営の一環として、戦略的な知的財産の創出、権利化、事業化、ライセンス、国際標準化等の知的財産マネジメントが行われるよう、大学・民間企業等の研究者等や民間企業に対してそれぞれ必要な支援を行う。(経)

(2008) 平成20年度も引き続き、知的財産戦略上有用な情報(例えば、共同出願の状況等)を収集・分析し、知的財産戦略に資する必要な方向性があれば、関係府省は、関係者(企業、独立行政法人等)に対し知的財産政策の現状とともに普及・啓発するようにする。(経、文、関)

(2006) 本格的な産学官連携へと深化するため、平成18年度より、シーズの発掘から産学の共同研究につなげる研究事業等において、産学双方が研究課題の設定段階から対話を行い、長期的な視点に立った計画的な目標設定を行うなど、企業との共同研究を組織的・戦略的に取り組むを推進する。(文)

(2007) 大学等の基礎研究で生み出される優れた知的財産をイノベーションに効果的につなげていくため、平成19年度も、産学官が戦略的・組織的な連携により研究課題の設定段階から対話を行い、長期的な視点に立って基礎から応用までを見通した共同研究等を推進する。(文)

(2008) 平成20年度も引き続き、大学・公的研究機関と企業の研究開発のスキームについて、特に成果である知的財産を大学や企業が活用しやすくするとの観点から、知的財産権の保有形式など、研究開発契約スキームの多様化を促す。(文)

(2007) 国の委託研究により得られた特許権等に関する日本版バイ・ドール規定の適用や活用状況を平成19年度以降調査し、特許権等の活用を促進する。また、平成19年通常国会において改正された産業技術力強化法により、対象がソフトウェア開発の請負にも拡大したことを踏まえ、国からのソフトウェア開発の請負により得られた特許権・プログラム著作権等に関する日本版バイ・ドール規定について普及を促進する。(経)

(2007) 事業ニーズの視点を科学まで遡らせ、異分野融合を図る研究を進めることにより、優れた技術シーズの実用化・事業化が効果的に実現されるよう、平成19年度から、大学と企業の双方向から見て波及効果が大きい研究開発や異分野の融合を図る研究

開発を選定し、産学協同の研究開発を支援する。(経)

(2008) 平成20年度から、大学における研究成果として創出された知的財産の企業における活用を促進するため、企業におけるオープン・イノベーションを促進すること等により、大学とのつながりを強化する。併せて、大学の技術の実用化を図る大学発ベンチャーは、高度な研究人材の雇用を地域において創出することにより地域経済を活性化させる効果もあることから、大学と地方自治体とが連携して支援する取組みを促進する。(経、文)

(2008) 平成20年度も引き続き、大学、研究開発型独立行政法人等の国際競争力の強化を図るとともに、産学官連携活動の質をより向上させるための方策(例えば、海外企業を集めたセミナー、国際シンポジウム・ワークショップ等の開催、優秀な外国人留学生・研究者の受入れ、各種知的財産関連規程の整備の徹底)を検討し、可能なものから早急に実施する。(経、文、関)

(2008) 平成20年度も引き続き、知的財産政策と研究開発政策は緊密な連携を図っていくことが必要であるため、いわゆる「知財の目」で研究開発をみるという観点から、研究開発の「入口」から「出口」を見通した知的財産政策の充実を図る。(関)

(2008) 平成20年度から、内部リソースの「選択と集中」と外部リソースの活用によるイノベーションの効率化の必要性が高まっている中で、イノベーションが加速されるよう、環境整備(研究開発サービスの生産性向上指針の作成、研究開発の出口として知的財産を含む国際標準化戦略の推進体制の整備等)を図る。(経)

(2008) 平成20年度も引き続き、わが国の産学官連携をより充実させるための参考とするために、欧米の産学連携に関して知的財産戦略の観点も含めて情報収集とその分析を行い、必要な対策があれば早急に実施する。さらに、ライセンス、共同研究・委託研究や人材育成等の産学連携活動による経済的、社会的効果を適切に分析・評価することにより、今後の施策のあり方を検討する。(経、文、関)

(2008) 平成20年度から、創出された知的財産の活用促進を図るため、公的研究機関や大学、民間企業等が保有する知的財産について、組織を超えて戦略的にグループ化を行う仕組みを構築する。(経、農、関)

(2007) 平成19年度中に、研究開発の成果である知的財産が、社会・市場においてどのように貢献しているかを計測するための手法や指標について調査研究を行い、公的研究機関における知的財産の適正な評価の普及を促す。(経、関)

(2007) インターネットを介した国際間での研究活動において、発明者や発明地の特定など権利の取扱い等に関し問題となる事例について、平成19年度に調査を行い、必要に応じ措置を講じる。(経)

(2008) 平成20年度も引き続き、改正産業活力再生特別措置法で導入したオープン・イノベーション型2類型(技術活用事業革新計画及び経営資源融合計画)の普及に努める。また、オープン・イノベーションの環境整備に資する、特許権等のライセンシーの保護を図る包括的ライセンス契約に基づく通常実施権登録制度の周知に努める。

また、オープン・イノベーションの実現には技術経営力の強化が重要であることから、研究開発型独立行政法人等は、産業界に対して技術経営力の強化に資する人材育成や助言を行う。(経)

(2008) 早期に権利化を望む出願人がいる一方で、今後の事業化との関係を見極めた上で権利化を望む出願人もいるなど、権利化の時期に対する出願人ニーズは多様であって、このニーズは各業種業態の出願人戦略によっても異なるため、限られた審査資源の下で出願人の満足度を最大化するためには、権利化の時期についての出願人の多様なニーズに応え得る審査制度を整備することが必要である。このため、現行の早期審査制度の活用促進を図るとともに、平成20年度中にそれよりも更に早い早期審査

制度を導入することなど審査制度の在り方について見直しを行い、その検討結果に応じて必要な措置を講じる。(経)

(2008) 技術フロンティアを開拓する研究に資金が適正かつ効果的に配分されるよう、平成20年度から、目的基礎研究(応用研究も含む)に関する競争的資金の研究課題の選定における選考の基準に知的財産戦略に関する項目を入れることとする。(関)

(2008) 平成20年度も引き続き、知的財産戦略と研究開発戦略の連携強化を図るべく、必要な知的財産関係予算を確保しておくため、政府一体として知的財産権の確保や維持に要する費用(海外出願に要する費用も含む)についても必要な場合には支出できるよう配慮する。(総科、経、文、関)

(2008) 平成20年度から、国際標準化の一層の戦略的推進を図るため、「国際標準化アクションプラン」に基づき、今後も国際標準の提案を積極的に推進する。また、標準化に関する能力検定制度の創設を含め、国際標準化人材育成のための方策を検討し、必要な措置を行う。(経)

(2007) 平成19年度から、事業化を目指した競争的資金による研究開発等において、基本特許の国際的な取得等に必要な費用をあらかじめ確保することを促すとともに、競争的資金の審査において知的財産戦略や国際標準化戦略を考慮することを制度の趣旨に照らして検討することなどにより、知的財産の戦略的取得・活用を促進する。(経、文、農、関)

(2007) 平成18年12月に策定された「国際標準総合戦略」を、平成19年度も産学官を挙げて確実に実行する。その中で、ISO、ITU等のデジュール標準化活動(注3)の強化を図るとともに、フォーラムやデファクト標準(注4)を含む多様な国際標準化スキームの戦略的活用、研究開発・知的財産戦略と一体的な標準化の取組みを促進する。また、産業界による国際標準化活動に関するアクション・プランの策定を促す。(経、総務、関)

(2007) 平成19年度から関係府省の協力を得て、科学技術基本計画で定めた重点推進分野等、知的財産に関し固有の配慮が必要な分野を対象に、知的財産の権利者、利用者等関係者の状況を踏まえ、知的財産の創造・保護・活用に関する現状や課題及びその対応策等を整理した分野別の知的財産戦略を策定する。(総科、知本、関)

(2007) 国際的な産学官の知的財産活動が円滑に行われるよう、平成19年度から、海外大学等の知的財産や産学官連携に関する情報交換を行うネットワーク作りを促すとともに、そこで得られた情報の利用・普及を図る。(文、関)

○参考意見

- 複数の大学や企業が参加する**国原資の大型共同研究開発プロジェクト**においては**知的財産の管理が複雑**になっているため、採択後に**効果的な知財管理ができなくなっている**ケースもある。知財戦略を強化するため、① グラントの選定過程において、知的財産**管理契約の方針**(知財ポリシー; 主要な合意事項を明記する必要がある)について、参加者の合意が得られているかを確認する② 複雑な事例について、**実例に基づくケーススタディー**(実例は秘密なのでこれを改変したもの)を制作して、課題や問題点を産学の**関係者が共有**する。③ 産学で②を利用した**研究会(研修会)**を実施することで、複雑なケースの合意の進め方を明らかにしていく。などを行うべき。**国際産学連携などでの国際共有特許のサブライセンスを自由にする方針**があってもよいのではないか。(41渡部(俊)委員)
- **グローバルでの特許の質の向上が重要**である。権利の安定化なしにはビジネスの安定化は得られない。実際に**裁判所の判断、司法判断**でも同様にばらつきがないような状況を目指していただきたい。(41渡辺(裕)委員)
- **先進国特許をデ・ファクトで作れるように整備**(共同審査・相互承認により)。(41 荒井委員)
- **発展途上国の生物資源、遺伝資源の保護と途上国への成果還元**の調和が必要である。(41渡部(俊)委員)

- 国際学会で技術分野の特性をいかした知財制度を検討する。(41 荒井委員)
- 産学連携に関連して、基礎研究の促進のために画期的な基本技術に関して広い権利を与えるような方策は考えられないか。(41渡辺(裕)委員)
- 我が国は知財制度の国際調和について、これまで以上に主導的役割を果たすべきであり、政府は各国と連携し、特許審査ハイウェイ、審査協力など特許制度の国際調和や「模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)」の早期実現の取り組みをさらに加速させるべきである。(41野間口委員)
- 特許庁と裁判所は、審査基準のあり方などに関する共通認識の形成に努めるべきである、と同時に技術的な観点からの客観的な判断を加えるため、技術と法律に知見のある人材で知財裁判を担当すべきである。(41野間口委員)
- 特定の国における情報通信関連製品に対するソースコード開示の義務付けや、環境関連特許に対する強制実施権の設定など、企業の研究開発のインセンティブを損ないかねない動きについては、政府として引き続き各国の動向を注視すると共に、必要に応じて政府レベルで国際的対応をとって頂きたい。(41野間口委員)
- 特許のライセンス契約でのライセンシー保護は、契約によって第三者に対抗できる米国型の“当然保護方式”が望ましく、他の法制度との関係に留意しつつ、検討を進めるべきである。(41野間口委員)
- 特許法第69条「試験又は研究」の解釈の明確化等することが必要(41 西山委員)
- 職務発明についても、各国における制度や取り扱いの違いが企業の国際的な協業・連携を阻害することがないように、諸外国の職務発明に関するルールや慣習を調査し、適宜、職務発明規定の評価、見直しを行うべきである。(41野間口委員)
- 国際的な研究協力やインターネット上での研究協力において、大きく異なる職務発明制度が問題になるのではないか。(41渡部(俊)委員)
- 特許発明の流通促進のため、第三者への実施許諾へのインセンティブを与えるためにライセンス・オブ・ライト(LOR)等の導入(41 野間口委員)
- アセアン等発展途上国の知的財産分野におけるキャパシティビルディングに関する国際学術交流促進を考えるべきではないか。(41渡部(俊)委員)
- 国内優先権主制度では出願人同一というのは一切見ないようにすることにより、例えば東大の単独発明でまず出願して、その後産学連携で他大学と成果が出たときに、対応しやすくなるための出願人の要件の制度見直しが必要。(41本田委員)
- どのタイミングで出願するか難しいため米国のような仮出願制度の検討をお願いしたい。(41本田委員)

3-3.人材

○これまでの施策

(2006) ポストドクターや学生が知的財産に関心を持ち、知的財産専門人材を目指す機会を与えるため、平成18年度から、日本弁理士会の協力を得て、特許事務所による自主的なインターンシップの受け入れを促す。(経)

(2007) 平成19年度も引き続き、産官学の連携や相互協力等による知的財産人材の育成のための取組みを促進する。また、民間機関による知的財産人材の育成のための研修をはじめ、知的財産に関する研究助成、表彰など様々な取組みを促す。(経、文、関)

(2007) 平成19年度から、研修や大学での教育を通じた標準化人材の育成を強化する。また、国際標準化活動における国の表彰制度や民間の経験者が活躍できる環境の整備など、産業界や各企業等の標準化に係る人材の確保・育成を促す仕組みを強化するとともに、産業界や大学・学会、公的研究機関に対して、国際標準化に取り組む人材を適切に評価・処遇するよう促す。(経、総務、関)

(2007) 平成19年度も引き続き、ポストドクター等の若手研究人材に対してTLO、大学知的財産本部、大学発ベンチャー、ベンチャーキャピタル等でQJTの研修等を通じて知的財産を事業に結び付けるための能力開発を行う取組みを支援する。(経、文、関)

(2008) 平成20年度も引き続き、若手研究人材に対して大学知的財産本部、TLO、研究開発型独立行政法人、資金配分型独立行政法人、大学発ベンチャー、ベンチャーキャピタル等におけるQJTの研修等を通じて研究開発成果、特に先端技術分野の研究開発成果を国際的な知的財産に、さらにはその知的財産を事業に結びつけるための能力開発を行う取組みを支援する。(経、文、関)

(2008) 平成20年度から、研究開発の「入口」である、研究開発プロジェクトの政策立案、推進にあつては、知的財産の観点を含む政策立案を推進するとともに、知的財産戦略を構築するための人材としての知財プロデューサー(注)を投入する。さらに、平成20年度中に、知財プロデューサーとなり得る人材を含むデータベースの構築を図る。併せて、TLO等地域における産学連携のコアとなる組織において、実用化・事業化までを含めた戦略を企画・実行していくための人材の育成・導入を促進する。

(注)知財プロデューサー:研究開発プロジェクトの知的財産戦略・知的財産ポートフォリオを構築するための人材。(経、関)

○参考意見

- 産学連携の実質的な強化が必要。将来の**実用化を見すえた技術戦略に長けた、特許庁からも紹介があった知財の目を持った方々の投入**をさらに強化すべき。(41渡辺(裕)委員)
- 第1フェーズ、知的財産本部整備事業、TLO政策いろいろなことで**第1フェーズを過ぎたわけ**ですけれども、**知財の支援人材の能力開発が必要**だと。新しいフェーズにあわせた**能力開発**が必要である。(41三木委員)
- 雇用情勢が非常に悪化している中で、ますます**ポストク問題**が深刻になってくる可能性がある。これに対しても知財の観点から、**キャリアアップの事業等**は引き続き検討すべきと思う。(41森下委員)
- わが国は、**途上国諸国に対し、知財分野での人材育成(JICA 研修プログラム)**に対しても**長年の支援実績**があるが、一方的な研修プログラムの提供に終始している感があり、諸国の専門官からの**フィードバックや継続的な情報の発信**、諸国の専門官との連携維持への体制作りがどこまであるのか不明確である。日本の制度を学ばれて帰国された専門官は、日本の良き理解者でもあるため、**継続的な連携維持**は、日本の外交にも不可欠であると考え。(41山名委員)
- **アフリカ諸国**からの日本への留学については、アジア諸国に比して、対象奨学金も充実しておらず、実績も乏しい。**アフリカからの知財分野を対象とする奨学金制度の確立**を期待したい。(41山名委員)
- 外部からの登用する**知財人材の処遇**について:知財マネージャー、事業化推進マネージャーの**タイトル**をどうするか(産学連携教員? 特任教員? 専門職?)**年限雇用か長期雇用か**。(41岡田委員)
- 知財を学ぶ大学生、院生を知財部が存在しない又は弱い中小企業に派遣し、企業は学生の知識を活用でき、学生は企業の実務を経験できる場として、さらには大学と中小企業の連携を強める場(**インターンシップを通して、中小企業に就職する学生の存在**)を拡充すべき。(41山名委員)

3-4. 知財情報

○これまでの施策

(2007) 平成19年3月から運用を開始した特許・論文情報統合検索システムについて、平成19年度以降、その運用状況や研究者のニーズ等を把握し、利便性の向上等のための開発を行う等、必要な措置を講ずる。(経、文)

(2008) 平成20年度も引き続き、平成19年に運用を開始した特許・論文情報統合検索システムについてさらなる利用促進を図る。(経、文、関)

(2008) 平成20年度から、国の知的財産関連の情報へのアクセス性を向上させるために、各府省や関連機関が所有する知的財産関連の情報のネットワーク上の一層の連携を図り、利用を促進する。(関)

(2006) 特許情報をインターネットを通じて無料で提供する特許電子図書館に関し、平成18年度中に、迅速なアクセスを確保するための改善を行うとともに、特許公報のテキスト検索のために必要となる検索項目の増加等により、検索機能を強化する。(経)

(2008) 外国特許文献の提供機能を強化するため、平成18年度から特許電子図書館で国内特許公報と外国特許公報を同時に検索する機能を追加する。(経)

(2008) 平成20年度から、特許情報検索の利便性を高めるべく、特許情報をインターネットを通じて無料で提供している特許電子図書館(IPDL)の充実(例えば、外国文献の充実、検索の容易化)を図るべく検討を行い、必要な対応を速やかに実施する。また、平成20年度も引き続き、大学、研究開発型独立行政法人等も含めてIPDLの利用促進を図る。(経、関)

(2008) 平成20年度も引き続き、「技術戦略マップ」を活用し、企業・大学等を問わず、効果的な研究開発の一層の推進を図る。さらに、特許動向等の技術動向や市場動向等を踏まえて、「技術戦略マップ」の改訂を行う。(経)

(2006) 大学や企業における研究を特許出願の動向を踏まえて戦略的に行うため、平成18年度は、科学技術基本計画で定めた重点推進4分野及び推進4分野を中心にテーマを定め作成される特許出願技術動向調査において、関連する技術分野の大学研究者等のニーズを把握して調査を行い、その成果物を広く周知し利用促進を図る。(経)

(2007) 科学技術基本計画で定めた重点推進4分野及び推進4分野を中心にテーマを定め作成される特許出願技術動向調査について、平成19年度中に、これまでの調査の利用の状況や課題等を把握し、大学等における利用を促進するために必要な方策を講ずる。(経)

○参考意見

- インド、ロシア、中国等の迅速・簡便な情報の取得が困難な国について、正確な情報データを得られるよう、国としての支援をいただけるよう期待する。(41三原委員)
- 自動翻訳システムの開発と 明細書文学の簡素化を進める。(41荒井委員)
- 論文と特許のブリッジが必要(論文と特許情報の統合検索システムの整備)。(41荒井委員)。
- IPDL の利用を促進する意味で、検索式の保存登録など、検索上の便宜を更に図ることが産学連携などにおいても意義がある。(41三原委員)

4. 先端技術分野

4-1. ライフサイエンス分野

○これまでの施策

(2007) ライフサイエンス分野における発明の特許性の判断について、大学の研究者や知的財産関係者等による理解の促進に資するため、知的財産高等裁判所の判決を含めた事例集を平成19年度中に作成し、公表する。(経)

(2007) 平成19年度から、大学等の研究者や知的財産関係者を対象として、ライフサイエンス分野の特許の審査基準や事例集を用いた説明会を行うとともに、出願人の要望に応じて特許出願の審査を地方で行う巡回審査を実施する。(経、関)

(2007) ライフサイエンス分野における知的財産の戦略的な権利取得や活用を推進するため、平成19年度以降、この分野に特有な問題に対応した知的財産の管理・活用のモデルとなる大学等による、先端技術や知的財産の取扱いに精通する専門人材の育成・確保や体制の整備のための取組みを促進する。(文)

(2007) 微生物等(動植物の細胞を含む)に関する発明のうち、特許出願の明細書の記載のみではその微生物等を製造できない場合に微生物等を寄託する制度について、特許取得のための寄託の要否を明確化するための事例集を平成19年度中に作成し、公表する。(経)

(2007) 特許出願人が寄託した微生物等を寄託機関が他者に分譲する場合に、分譲を受けた者が当該微生物等を使用するにあたり留意すべき使用条件等を平成19年度中に、特許出願人や分譲を受ける者等に周知する。(経)

(2007) 微生物等の寄託制度の合理的な運用を図るため、平成19年度から、海外の寄託制度の運用状況、国際寄託機関として担保すべき要件等について、制度利用者を含めて調査研究を行い、その結果に応じ可能な制度整備を行う。(経)

(2007) 研究開発成果としての有体物の大学等における管理体制やルール整備等の状況について、平成19年度中に調査研究を行い、大学等有体物を円滑に管理するための参考となる事例等について公表する。(文)

(2007) 大学等が所有する有体物を海外や国内に提供し、又は受け入れる場合の契約や手続きに関し、円滑な提供・受入れに資するための留意事項や参考事例について、平成19年度中に調査研究を行い、大学等に周知する。(文)

(2008) 平成20年度から、農林水産・食品分野における知的財産に関する人材育成事業を積極的に実施する。(農)

(2007) 農林水産省知的財産戦略(平成19年3月策定)に基づき、平成19年度から、戦略的な遺伝子特許の取得による和牛の効果的な育種改良やゲノム科学の新品種育成への応用等により、知的財産を活用した研究開発を推進する。(農)

(2008) 平成20年度から、DNA品種識別技術、微量元素による産地判別技術等の開発等、農林水産・食品産業分野における知的財産を保護・活用し、地域ブランドの信頼性を確保するための基盤となる技術の開発を積極的に推進する。(農)

(2008) 平成20年度から、農産物やその加工品の品種の偽装等を判別するDNA識別技術の実用化を進めるとともに、消費者の望む生産情報を簡易に提供できるツールの活用等地域ブランドの信頼性を確保するための技術開発を積極的に推進する。また、農業者や中小食品企業は資金や情報収集・発信能力が十分でないことを踏まえ、これらの者から育成者権、特許権等の管理の委託

を受けた民間団体等が、許諾代行等の業務を一括して行う方策を検討する。(農)

(2006) 研究に関するデータベースの整備は、知的財産の創出に向けた質が高く効率的な研究のためにも重要である。ライフサイエンス分野においては、平成19年度末までにライフサイエンス分野におけるデータベースの統合化に向けた制度設計等を行うため、平成18年度も引き続き、総合科学技術会議の下で、ライフサイエンス分野のデータベースに関する調査研究を行う。(総科、経、文、農、厚)

(2006) 汎用性が高く代替性の低い遺伝子改変動物やスクリーニング方法等のリサーチツール特許に関する使用の円滑化、先端技術に関する特許制度による保護および運用のあり方、技術移転等のための知的財産人材の確保など、ライフサイエンス分野が抱える知的財産の諸問題について、平成18年度中に、総合科学技術会議の下で、国際的な議論の動向等を踏まえて幅広い観点から検討し、必要な措置を講ずる。(総科、経、文、関)

(2007) 「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許(注5)の使用の円滑化に関する指針」(平成19年3月1日 総合科学技術会議)において、指針の普及等のために関係府省が取り組むとされた事項(本指針の周知等、研究開発の公募における対応、対価に関する実務の支援、大学等における体制等の整備、フォローアップ)について、平成19年度から、本指針やOECDガイドラインの考え方の国際的な普及を含め、各事項の内容に応じて速やかに必要な措置を講ずる。(総科、経、文、農、厚、関)

(2007) リサーチツール特許の使用を促進するため、平成19年度以降、大学等や民間企業が所有し供与可能なリサーチツール特許や特許に係る有体物等について、その使用促進につながる情報(リサーチツールの種類、特許番号、使用条件、ライセンス期間、ライセンス対価(参考となる過去の対価実績)、支払条件、交渉のための連絡先等を含む。)を公開し、一括して検索を可能とする統合データベースを構築する。(総科、経、文、農、厚、関)

(2008) 平成20年度から、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」に従って、リサーチツールデータベースの構築を開始する。その際、大学・研究機関のリサーチツール特許等が当該データベースに円滑に登録、更新され(指針の普及も含む)、そのデータベースの活用が促進されるよう努める。(総科、知本、経、文、農、厚、関)

(2007) いわゆる機能性食品等に関連する用途発明について、研究開発の動向や平成18年6月の審査基準改訂後の特許出願・審査の状況、国際的な保護の状況を踏まえ、これらの発明の特許保護のあり方を権利範囲を含め、平成19年度中に関係業界と議論を行い、その結果に応じて必要な方策を講ずる。(経)

(2008) いわゆる機能性食品等に関連する用途発明について、研究開発の動向や平成18年6月の審査基準改訂後の特許出願・審査の状況及び国際的な保護の状況を踏まえ、これらの発明の特許保護のあり方について権利範囲を含め、平成20年度の早期に関連業界より意見を得て、議論を行い、その結果に応じて必要な方策を講ずる。(経)

(2007) 平成19年度も引き続き、平成17年4月に改訂された特許審査基準による医療機器の作動方法及び医薬の投与量・投与間隔等の技術について運用状況等を注視する。また、平成19年度以降、先端医療分野における技術動向やその特許保護に関する国際的な議論の動向について、継続的な情報の収集、分析に努める。(総科、経、関)

(2008) 平成20年度も引き続き、iPS細胞等に代表されるような革新的技術に関する研究開発や実用化促進の観点から、知的財産の創出を促進するために必要な支援を迅速に行う。(総科、経、文、厚、関)

(2008) 医療分野に広く応用可能で革新的技術として注目を浴びているiPS細胞にかかわる国際的な研究開発競争や知的財産取得競争が急速に激化しており、iPS細胞関連技術を含めた先端医療関連技術の研究開発の進展にともなった適切な知的財産保護がわが国の国際競争力強化の観点からますます重要になってきている。

そこで、iPS 細胞関連技術を含めた先端医療分野における適切な知的財産保護のあり方について、直ちに検討を開始し、早急に結論を得る。(総科、知本、経、厚、関)

○参考意見

- iPS 細胞を利用した再生医療は、国際協力により初めて実現するので日本でも**医療特許**を認め、**国際的なパテントプール**をリードする。(41 荒井委員)
- **医療行為の特許化**を早急に検討すべき。(41 西山委員)
- **医療特許**に関してぜひ引き続きのご検討をお願いしたい。(41 森下委員)
- 食品業界団体である日本食品・バイオ知的財産権センターとバイオインダストリー協会は機能性食品を特許で保護することに合意し、両団体合同で回答書を提出する段階である。欧米との競争を公平にするため、**欧米と同様の機能性食品審査基準**に改訂することが必要である。(41 西山委員)
- **試験研究方法のライセンス**や**リサーチツールガイドライン**の**外国への普及活動**を行うべきではないか。(41 渡部(俊) 委員)
- **リサーチツール特許**は、海外のベンチャー企業もたくさん持っているので、これを有効に活用できないと、研究の促進にはつながらないので、ぜひ**海外へもガイドラインを普及**すべき。(41 渡辺(裕) 委員)

4-2.情報(IT)分野(標準化対応も含む)

○これまでの施策

(2008) 平成20年度も引き続き、情報・エレクトロニクス分野では、知的財産権の確保のみならず国際標準を獲得することはわが国の産業競争力を獲得する上で非常に重要である。そこで、日本発の技術がより多くISO、IEC、ITUで国際標準を獲得できるよう産学官の連携を強化するとともに、種々の国際標準スキームを戦略的に活用することを促すなど、平成18年に策定された「国際標準総合戦略」等に沿った取組みをより強化する。(経、文、総務)

(2007) 大学の知的財産である最先端ソフトウェアの開発・流通・活用は、産業競争力強化のための重要な課題であり、平成19年度中に、産学が連携してソフトウェアの技術移転や実用化を図る仕組みや人材育成等の課題を検討し、大学発のソフトウェアの産業界での活用を促進する。(経、文)

○参考意見

- **大学・研究機関発ソフトウェアの活用**をもっと促進すべき。これらを世に出すには「**逆オープンイノベーション**」の仕組みが必要。(41 竹岡委員)
- **ソフトウェア特許の活用**が必要。(41 荒井委員)
- ICT・標準化による新しいサービスは、**医療・雇用・福祉分野に重点**をおくべきではないか。(41 林委員)
- **国際標準に関連する知財の取り扱いルールの明確化**：国際標準に関連する知財の取り扱いルールについては、国際的な議論に加え、国内でも、パテントプール化した場合の知財の運用ルールや、権利濫用の制限、裁定実施権の適用等の措置を含めたアウトサイダー、ホールドアップ対策について議論を進め、**早急に結論を得る**べきである。(41 野間口委員)

4-3. 環境分野

○これまでの施策

(2008) 平成20年度中に、環境・エネルギー技術分野等わが国が強い技術を有しかつわが国の国際貢献が求められている分野における、知的財産に関連する技術移転について成功事例等を紹介する。(経)

○参考意見

- 環境問題に対する関心がまだ高くない社会に対する**貢献**が重要。→知財の国際展開が重要。(41原田委員)
- 環境問題への関心が高くない国では、「規制」の法整備は進められているが、実態が伴っていない現状。**環境保全制度、管理方法、環境技術の移転・普及**が重要。(41原田委員)
- 「環境技術」は、**各国の規制等環境行政に密着**している。→「知財戦略」と「標準化戦略」との関係も重要。(41原田委員)
- **外国への特許出願は極めて少ない**。→国内出願だけであると外国でその技術を自由に使われてしまう危険性あり。(41原田委員)
- 環境関連技術においても、**不正な技術流出、模倣品の横行を未然に防ぐ対策**も重要。(41原田委員)
- 環境関連技術における、**外国企業からの独占実施や譲渡希望の問題**(研究機関において)。(41原田委員)
- 「環境配慮」に関しての**国際標準化が進んでいる**。「JISのISO化」をより進めていくべき。(41原田委員)
- 環境エネルギー技術革新:低炭素社会実現に向け、日本の世界的環境エネルギー技術を**政府主導の下、高度化、国際標準化、発展途上国向け提供**(41松見委員)

以上